

若年者に対する矯正教育等の充実

【少年院】

矯正教育の充実

～「大人へのステップ」(成年社会参画指導)の導入

法教育

社会人教育

- 単元1 「大人になる①」
- 単元2 「非行・犯罪について①」
- 単元3 「ルールについて」
- 単元4 「契約について」
- 単元5 「契約トラブルについて」
- 単元6 「訴訟について」

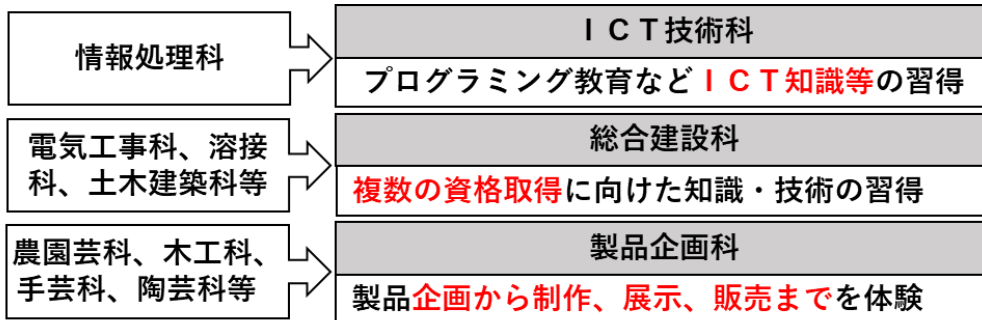
- 単元7 「家族について」
- 単元8 「結婚について」
- 単元9 「仕事について」
- 単元10 「友人について」
- 単元11 「非行・犯罪について②」
- 単元12 「大人になる②」



- 大人として必要な知識、心構え
- 自覚と責任の喚起
- 非行の反省、被害者の思い等の理解

職業指導種目の再編

～ICT技術科、総合建設科、製品企画科の新設



◇ 実践・社会的視点を考慮した発展的再編



- 積極的な社会参加
～幅広い進路選択の支援、多様な職業体験等
- 時代のニーズに対応
- 社会とのつながりを意識した実践的な活動

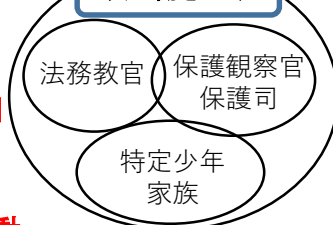
第5種少年院の処遇

～保護観察所との連携・強化

- 2つの矯正教育課程を設置
- 近接する少年院に併設
 - ※保護観察所との連携体制の構築
- 入院早期から出院後の生活設計の具体化・立ち直りの意欲喚起
- 個別的・柔軟な処遇の実施
- 矯正局・保護局の共同開発「RISE」(保護観察復帰プログラム, 10単元)
 - ※「動機づけ面接」の理論を活用
- ◇少年院教官・保護観察官・保護司の協働



共に働きかけ



【少年鑑別所】 少年鑑別所による処遇鑑別の積極化

すべての少年院在院者に鑑別を再度実施、処遇指針の再提示(再非行の可能性・教育上の必要性等の再検討(MJCAの再評定))

- 少年院での変化・成長の度合いを見極め、更に取り組むべき課題に対応したきめ細かい処遇の実施
- 保護観察所等との多機関連携の構築、処遇方針の共有



【刑事施設】

若年受刑者に対する処遇の充実

特定少年を含むおおむね26歳未満の若年受刑者に対する少年院の矯正教育の知見等を活用した処遇の充実